

業種別生産性向上プログラムについて

◎背景

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)

中小企業庁を中心に関係省庁において「中小企業生産性向上プロジェクト」を平成21年度までの3年間集中的に実施。

「中小企業生産性向上プロジェクト」(平成19年11月13日経済産業省・中小企業庁)

サービス産業の生産性向上に向け業種毎に、その特性を反映して事業者等が取り組むべき指針を策定。

「業種別の生産性向上に向けて」(平成20年2月28日民間議員提出)

業種別生産性向上プログラム(具体的取組と工程)について、下記業種においても策定・実行すべきという提言。

[①住宅・建設・不動産、②食品加工、③宿泊・旅行、④物流、⑤人材ビジネス、⑥通信・コンテンツ]

※当初は経済産業省所管の11業種

◎業種別生産性向上プログラム(平成20年5月23日公表)

物流関係

＜トラック運送業における荷主等の協働によるパートナーシップの構築＞

・「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について、業種毎の荷主団体に対する協力要請、トラック運送事業者に対する周知徹底及び地方運輸局等に設置された相談窓口における事業者からの相談対応を実施。

・「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を設置し、燃料サーチャージ制の導入等健全な運賃水準の確保、安全運行の確保に最大限配慮した輸送契約の締結等荷主等の協働による適正取引の推進及び輸送効率向上に向けた取組を推進。

※トラック運送業関係以外には、3PL事業の促進、物流総合効率化法の活用等の項目有り。

◎今後のスケジュール

6月(予定) 「基本方針2008」においてプログラムの実行を明記